

## にいがた県央マイスター活動報償金等交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、にいがた県央マイスターに関する要綱(以下「要綱」という。)に基づき、県央マイスター(要綱第1条に規定する「県央マイスター」をいう。以下同じ。)が行う社会活動に対して報償及び経費負担することにより、県央地域(要綱第1条に規定する「県央地域」をいう。)の産業を担う人材を育成することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「県央マイスター」とは、要綱第9条第2項に規定する者をいう。

2 この要領において、「社会活動」とは、要綱第11条第1項及び第2項に規定する活動をいう。

3 この要領において「報償金等」とは、要綱第10条第2項に規定する活動に対する報償又は費用弁償する金銭をいう。

### (報償金等の対象活動)

第3条 当該事業に係る活動のうち、他の団体等の主催者等が支出するものを除き、要綱第10条第2項の規定に基づき、次に掲げる活動を報償金等の対象とする。

(1) 講演及び実演・実技指導等

1時間当たり10,000円(上限額20,000円)の報奨金及び新潟県旅費規程に基づく旅費を支給する。

(2) 見本製作及び資料作成

ア 見本製作費 実費額(上限額20,000円)

イ 資料作成費 実費額(上限額10,000円)

(3) その他三条地域振興局長(以下「局長」という。)が必要と認めるもの

2 局長は、事業の内容、性格、対象者等の状況から、前項に規定する金額を支払うことが著しく地域における公平性を失する等の恐れがあると判断した場合は、当該県央マイスターとの協議により、報償金等の額を増額または減額することができる。

### (報償金等の交付申請)

第4条 報償金等の交付を受けようとする県央マイスターは、にいがた県央マイスター活動報償金等交付申請書(第1号様式)を、局長に提出しなければならない。

### (報償金等の交付決定)

第5条 局長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、報償金等の交付の可否及び報償金の額を決定し、速やかに県央マイスターに報償金等を交付するものとする。

### (交付決定の取り消し)

第6条 局長は、県央マイスターが次の各号の一に該当するときは、報償金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により報償金等の交付を受けたとき。

(2) 報償金等を第3条に規定する活動以外に使用したとき。

(3) その他報償金等の交付時に指定した条件等に違反したとき。

(報償金の返還)

第7条 局長は、前条の規定により報償金等の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に報償金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の返還の期限は、返還を命じた日から20日を越えない範囲内で定めるものとする。

(規則との関係)

第8条 報償金等の交付については、この要領に定めるもののほか、新潟県財務規則(昭和57年規則第10号)の定めるところによる。

(委任)

第9条 この要領の施行について必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

(第1号様式)

## にいがた県央マイスター活動報償金等交付申請書

対象事業名： \_\_\_\_\_

実施日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( )

実施場所： \_\_\_\_\_

報償金等交付申請

申請金額	金						円
------	---	--	--	--	--	--	---

(1活動ごとに作成し、金額はアラビア数字で記入して訂正しないでください。)

内 訳

活動内容	単価		上限額	申請額
講演	1時間	10,000円	20,000円	円
実演・実技指導	1時間	10,000円	20,000円	円
材料費	実費		計 20,000円	円
見本製品事前製作	実費			
資料作成費	1ページ	2,000円	10,000円	円
				円
			合計	円

注1) 材料費及び見本製品事前製作費は領収書を別紙に貼付して添付してください。

注2) 資料作成費は当該資料を1部添付してください。

注3) その他、事業内容の判る開催通知、チラシ等の資料を添付してください。

上記金額を交付願います。

年 月 日

住所

氏名

印

新潟県三条地域振興局長 様